

沖縄市民の皆様へ（求職中の方へ制度のご案内です）



“家賃のお支払い”

についてお困りではないですか？

住居確保給付金制度について

住居確保給付金とは・・・？

離職したことにより住居を失った方、または失う恐れの高い方を対象として就職に向けた活動をする^{こと}を条件に、一定期間、賃貸住宅の家賃を支給致します。（上限あり）

※住居確保給付金（旧事業名「住宅手当」含む）は、原則一人一回の支給です。（過去に受給していた方は、条件によっては再申請可。）



Q 1. 対象となるのはどういう方ですか？

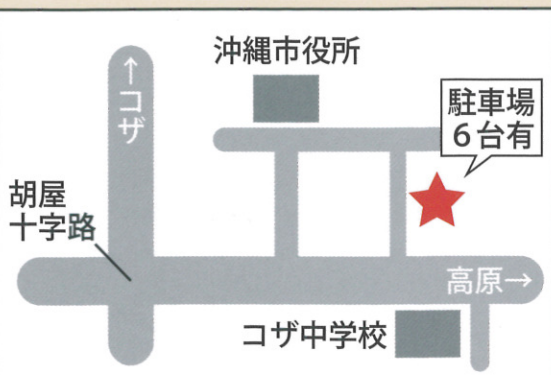
- A.**
- ①申請時に離職後2年以内及び65歳未満の方
 - ②離職後に生計維持者であった方
※離職後、離婚等により生計維持者となっている場合も含まれます
 - ③就労能力と就職意欲があり、ハローワークに就職申し込みを行う方、行っている方
 - ④住居を失った、または賃貸住宅に住んでいるが、住居を失う恐れのある方
- その他いくつかの要件がありますので①～④までに該当する方は、下記までお問い合わせください。

Q 2. 実際の支給額はいくらですか？

- A.**
- ①支給額 下記を上限額として収入に応じた調整額
例）沖縄市内在住 単身世帯
収入78,000円以下 家賃月額32,000円以内
（複数世帯についても別途上限額があります）
 - ②支給期間 原則3ヶ月
※一定の条件を満たせば延長できる場合があります
 - ③支給方法 大家等への代理納付

Q 3. 他に何か条件はありますか？

- A.**
- 決定後に、以下のすべての活動要件を満たしている方
 - ①毎月2回以上のハローワークの職業相談
 - ②毎月4回以上、沖縄市 就職・生活支援パーソナルサポートセンターでの就労に関する面談を受けること
 - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面談を受けること
- ※義務を怠りますと支給が中止されます



沖縄市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター

住 所：沖縄市仲宗根町 35-3 1F
連 絡 先：923-3624（要予約）FAX：923-3625
開所時間：8：30～17：15
月～金曜日（土日、祝祭日、慰霊の日、年末年始除く）
受付時間：8：45～16：00
ホームページ：<http://ps-okinawacity.com/>

